

諫早湾干拓事業潮受堤防排水門開門調査を中止し、有明海の
再生と調整池の環境改善への取り組みを強く求める意見書

国営諫早湾干拓事業は、これまで本市が被ってきた豪雨や高潮等による幾多の水害を踏まえ、地域の生命と財産を守るため背後低平地の防災機能の強化と、大規模で生産性の高い優良農地を造成することを目的として、地元関係者等の協力を得て実施された。

現在、その防災機能は十分に発揮され、低平地に住む住民は水害の恐れから解放され、安全安心な生活が送れることを実感しており、造成された広大な優良農地では大規模な環境保全型農業が展開され、生産された農作物は市場で高い評価を得ている。

また、調整池とその周辺地域では既に淡水性の生態系が形成されており、開門することにより既存の生態系が破壊されることになる。

国営諫早湾干拓事業の開門調査について、平成22年の福岡高裁判決は、潮受堤防の閉め切りと漁業被害との因果関係を肯定することが相当として、開門を命じたが、その後、国が実施した環境アセスメントによると、開門しても漁業環境の改善につながらないだけでなく、防災、農業、漁業、環境への影響・被害が出るということが明らかになっている。

一方、平成25年11月の長崎地裁では、開門差し止め仮処分申請について、開門の差し止めを認める決定がなされた。これは、福岡高裁判決では認められなかった開門による地元への甚大な被害を認めた極めて重い司法判断が示されたものである。

相反する二つの司法判断が出されている状況であるが、開門を求める側も開門に反対する側も、目的は潮受堤防排水門を開門することではなく、有明海の再生である。したがって、開門しない方法で開門問題の解決を図るべきである。

よって、諫早市議会は、あらためて国に対し、市民の安全安心のためにも潮受堤防排水門を開門しない方法で、有明海の漁業環境の改善に向けた総合的な対策に取り組むことを求めるものである。

また、調整池においては、アオコやユスリカが発生しており、農漁業への直接的被害の可能性は低いが、風評被害発生等の恐れもあることから、調整池の環境改善に積極的に取り組むことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月29日

諫 早 市 議 会

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

現在、わが国においては、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しており、その原因は、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされた。しかし、国は、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月16日